

神奈川県小学生バレーボール連盟 慶弔規程

神奈川県小学生バレーボール連盟規約の第10章第20条により慶弔規程を下記のとおり定める。

- 第1条 結婚に関すること。
- (1) 理事本人が結婚する場合
10,000円
 - (2) 各地域会長、理事長が結婚する場合
会長名で電報
- 第2条 出産に関すること。
- (1) 理事本人が又は配偶者が出産する場合
10,000円
- 第3条 服喪に関すること。
- (1) 理事本人死亡
別途協議の上決定
 - (2) 理事配偶者死亡
10,000円+花輪または花基1基
 - (3) 理事父母、子女、兄弟死亡
10,000円+花輪または花基1基
 - (4) 理事祖父母、配偶者父母死亡(同居のみ)
5,000円
 - (5) 各地域会長、理事長が死亡
5,000円
 - (6) 各地域会長、理事長の配偶者が死亡
会長名で電報
- 第4条 その他
- (1) 各条項に記述されていないところは会長判断による。